

## 確認書

一般社団法人 日本港運協会(以下「日港協」という)と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2019年2月4日付公文全国港湾 18 発 57 号・港運同盟発 18-第 2 号「事前協議制度違反に関する申し入れ」の取り扱いについて、下記の通り確認する。

### 記

1. 日港協は、沖縄港運協会に対し状況把握を求めることとし、その報告を踏まえて、中央・地区労使で引き続き協議する。
2. 今後は事前協議制度を厳格に運用する立場から、中央・地区労使で港湾労働者の雇用と職域の問題が生じないように対処する。

以 上

2019年(令和元年)7月25日

一般社団法人 日本港運協会  
会 長 久 保 昌 三

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟  
会 長 新 屋 義 信